

平成22年第3回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成22年9月22日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 江崎達己 | 2番 | 鏑本規之 |
| 3番 | 黒田芳弘 | 4番 | 舩渡洋子 |
| 5番 | 白井悦子 | 6番 | 高田文一 |
| 7番 | 高橋勝美 | 8番 | 安藤重夫 |
| 9番 | 道下和茂 | 10番 | 中村重光 |
| 11番 | 村瀬明義 | 12番 | 若原敏郎 |
| 13番 | 瀬川治男 | 14番 | 後藤壽太郎 |
| 15番 | 上谷政明 | 16番 | 大西徳三郎 |
| 17番 | 遠山利美 | 18番 | 鵜飼静雄 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|------------------|------|--------|------|
| 市長 | 藤原勉 | 副市長 | 小野精三 |
| 教育長 | 白木裕治 | 総務部長 | 中島治徳 |
| 企画部長 | 高田敏幸 | 市民環境部長 | 坂井嘉徳 |
| 健康福祉部長 | 浅野明 | 産業建設部長 | 山田英昭 |
| 林政部長兼 根尾総合支所長 | 山田道夫 | 上下水道部長 | 杉山尊司 |
| 教育委員会 事務局長 | 成瀬正直 | 会計管理者 | 矢野博行 |

本会議に職務として出席した者の職、氏名

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 石川博光 | 議会書記 | 安藤正和 |
| 議会書記 | 五井淳人 | 議会書記 | 吉村太志 |

開議の宣告

○議長（遠山利美君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号5番 白井悦子君と6番 高田文一君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（遠山利美君）

日程第2、市政一般に対する質問を行います。

12番 若原敏郎君の発言を許します。

12番（若原敏郎君）

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、今回2点を質問させていただきます。

その前に、ことしの夏は气象台始まって以来の猛暑が続きました。熱中症で亡くなられた方が大勢いました。昨日も、高田議員のところまで出てまいりましたが、都会では高齢者が電気代が払えず、エアコンがつけられず、熱中症になって亡くなられた人がいました。本当につらかったらうなあとと思います。また、労働現場の方でも、9月6日、厚生労働省が死者が33人に上ると発表されていました。去年の4倍であり、熱中症の統計をとり始めた1997年以降、最多となるそうです。本当に亡くなられた方の御冥福をお祈りいたします。その点、本巢市は周りの環境がいいといえますか、緑がいっぱいで、暑い中にも、まだ熱中症で緊急搬送された方はいましたが、死者が出なかったのは何よりだったかなあと、こんなことを思います。

それでは質問に入ります。

その前に、今回の私の通告の中で、市政の政の漢字を4ヵ所間違えております。「制」ではなく「政」なんですけど、意味が違ってしまいます。見ておられる方は訂正をお願いしたいと思います。

それでは、本巢市第1次総合計画の後期基本計画に向けてということで質問させていただきます。

平成20年度自治会・地域の団体の会合に、市長を初め職員が出向き、市民との意見交換会を行い、市政に対する意見を聞いて回られました。市民の目線で市政の総点検をされ、市長の現場主義と対話重視の方針が実施されました。また、平成21年度にも必要に応じて実施されていると聞いております。22年度は、出された課題や問題点を市政に反映していかれることを期待しております。

そこでお伺いいたします。平成17年度に策定した本巢市行政改革大綱は、平成18年から22年までの年でございます、ことが中間の年を迎えます。さらに市民の目線で取り組もうと、総点検を市長みずから職員といろんなところに出向き、実施されておりました。その総点検の実績、またどんな成果が上がったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、若原議員さんの市政総点検の実績につきまして説明をさせていただきます。

市政総点検は、平成20年度に地域座談会等を延べ65回開催をいたしまして、延べ2,598人の方から意見・提言132件をいただきました。この結果につきましては、平成21年3月6日の議会全員協議会におきまして説明をさせていただいたとおりでございます。

通常の事務事業の見直しにつきましては、その都度その都度、毎年行っておるわけでございますが、市政総点検につきましては毎年実施するものではないというふうに考えておりますので、実施しました総点検結果を踏まえまして、平成21年度以降、市の事業全般にわたりまして点検・見直しを進めているところでございます。

また、「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」の実現に向けました三つの基本方針、「元気な里づくり」「ぬくもりのある里づくり」「うるおいのある快適な里づくり」におきまして、21年度から新規事業としまして予算に反映し、事業を進めているところでございます。

主な事業を少し述べさせていただきますと、「元気な里づくり」につきましては、給食食材の地産地消事業、あるいは新規就農者への経営体育成交付金、「ぬくもりのある里づくり」では、ヒブワクチン予防接種助成事業、あるいは子育て支援センター事業、それから「うるおいのある快適な里づくり」では、糸貫川プールの施設改修事業、あるいは真正中学校のバリアフリー化事業、こういったものを予算に反映しまして事業を進めてまいっておるところでございます。よろしく願いをいたします。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

今、企画部長からのお聞きしまして、事業に反映されているということをお聞きしました。実績を着実に積み上げられているなあと、こんなことを思います。これからもよろしくお聞きしたい

と思います。

2番目の質問で、今年度、平成22年は、本巢市の第1次総合計画の後期基本計画の策定期間ですが、市政総点検の反映と後期基本計画の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは2点目の、後期基本計画への反映と進捗状況につきまして御回答させていただきます。

市政総点検を踏まえての市総合計画後期基本計画への反映につきましては、前の1でお答えしましたように、既に平成21年度から新規事業として予算に反映し、事業を進めているところであります。市政総点検結果の市政の方向性を見据え、本巢市第1次総合計画における「自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち」の実現に向けまして、後期基本計画の施策、主な事業等に反映していきたいというふうに考えております。

また、後期基本計画の現在の進捗状況でございますが、市民2,000人の方を対象にアンケート調査、意識調査を6月から7月にかけて実施をいたしました。現在、地域別、年齢別に結果を取りまとめたクロス集計結果を分析中でございます。

また、計画審議会委員につきましては、7月の広報で3名を公募しました。結果、4名の応募がありまして、選考基準に基づきまして3名の公募委員を決定したところでございます。計画の内容につきましては、平成27年度までが計画期間となっております基本構想をもとに、四つのワーキンググループによりまして前期計画の反省、また新たな課題にも対応できるよう、さらには市政総点検で市民の皆様からいただきました意見を反映した素案を作成しまして、現在、財政計画、市民意識調査の結果等との調整、整合を図っている状況であります。この調整後の素案につきましては、今後、計画審議会において御協議いただき、パブリックコメント等によりまして市民の方の意見も参考にしながら策定していく予定としております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

今進捗状況もお聞きしまして、今年度じゅうに審議会を終えて後期の基本計画を策定したいということでございます。

御存じのように、岐阜県が大変な財政赤字になりまして、2009年度の決算見込みに基づく財政指標算定で起債許可団体になることがわかっております。21年度は19.1%、22、23年度は最悪となり、24年度には少し改善されるが、18%以下になるのは25年度までだと聞いております。この岐阜県の起債許可団体ということと、また国の借金も900兆円を超えているということであり、またこのほど政権与党となった民主党のマニフェストの中で「コンクリートから人へ」の方向転換もあり、大変この基本計画に影響してくるのではないかなあと、こんなことを思っております。これは避けら

れない状況じゃないかなあと、こんなことを思います。

今後、基本計画を考えていく中で、本巢市の第1次総合計画の三つの基本理念のもとに、より戦略的な施策を行うための五つの基本方針が定めてありまして、その中で1番目の自然に配慮した快適なまちづくりというところの、公共交通の中に、市営バスの適正運行を推進するとともに、交通拠点の整備や既存の交通機関のネットワーク化を進め、市民生活の利便性を高めるバスや鉄道などの公共交通機関の充実を図るということがうたってあります。それと、例として挙げるわけですが、活力とにぎわいのあるまちづくりというところの活力のある商工業のまち、この部分で、地域経済の活性化を図るため工業団地の造成など、新規企業立地基盤の充実に努めるとともに、既存業者への経営支援や新たな産業誘致に努めます、また地域に密着した商店の振興と魅力ある商業集積ゾーンの形成を推進し、商業の活性化と市民の生活利便性の向上につながる魅力ある商業環境を形成しますとあります。本当に今はこの社会状況等見ますと混沌としておりますし、何が起るかわからないという状況で、また経済の方も一時は上昇かなあと思ったんですが、ここに来てまた危機的な状況じゃないかなあと、こんなふうに思っております。

こうしたところを、絵にかいたもちにならないようにしていただきたいなあと思いますので、また部長御意見がございましたら、その点をどのようにされていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

高田君。

企画部長（高田敏幸君）

きのうの高田議員さんの御質問にもお答えしましたとおり、基本的には、基本構想につきまして10年間で定めてございますので、そういった体系については変えずに、来年、23年から27年までの5年間の後期の基本計画の見直しを行っていくということでございまして、御存じのとおり、総合計画には今言いましたような10年後の市の将来像の実現に向けた三つの基本理念と五つの基本方針から成ります基本構想と、その基本構想に示した施策の大綱に基づき、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を定めた5年間の基本計画がありますので、今回は10年後の市の将来像を定めた基本構想、施策の枠組みは変更しないものとしまして、来年からの5年間の基本計画につきまして、議員が先ほどから御心配されております県の起債許可団体とか国の借金とかというような社会情勢、あるいは経済情勢に合いました各施策の現状と課題をもう一度洗い直しまして、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を今後策定していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。今後の10年間を見据えてということでございまして、よろしく願いしたいと思います。

3番目の質問に入ります。

市長は、市政総点検のときにも、現場主義、対話主義として各地域に出向されましたが、よく市長の主義として、現場をよく見てやるということを言われております。これは総点検のためではなく、常に現地、現物を見て正確な判断をしていただきたいなあと、こんなことを私も期待しております。

また、当然のことですが、現地といいますと本当に外ばかりでなく、市庁舎内の職員に対しても、そんなことはないと思いますが、上から指示するだけでなく、現場を見て実績を上げた職員に対しては褒めてあげることも大切かなあと、こんなことを、市長はよくわかってみえると思いますが、その点は現場主義、対話重視を今後とも継続されていかれるものと思いますが、もう一度御意見をお願いしたいと思っております。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

おはようございます。

それでは、御質問の3点目の、今後も現場主義、対話重視を継続するかというお話でございます。

先ほど来、ずうっと議論が出ておりますように、市政は国とか県の政策とか、それから、こういった現在のような社会情勢に大きく左右されるというのが現状でございます。しかし、こうした中にありましても、私は可能な限り、言われております地域主権と申しますか、地域のことは地域で解決していくという、そういった取り組みが重要であるというふうに考えておまして、こうした地域のことは地域で解決するというをやっていくためには、先ほどからお話が出ておりますような現場主義、対話重視というのは、もう欠かせないものでございます。私自身も、そういったことで市長就任以来、日程の許す限り市内の行事等に参加いたしまして、市民の皆さんの声をお聞きすることをずうっと心がけてきておりますし、また職員にも部課長を含めて、機会あるごとに現場に出向いて、市民の声を聞いて市政に反映するようにといった指示も常々申し上げておるところもでございます。

そしてまた、先ほどお話がございましたような職員個々と私との対話というのも、今までもお話し申し上げておりますように、若手の職員の政策研究グループの設置ですとか、それからまた今年度から取り組んでおりますけれども、必ず部課長のレクするときには担当職員を連れてレクに来るよというふうなことで、しっかりと担当職員もそのレクの間にはおらせると。実際に案をつくらした者が、やはりその議論の場にいることが大事だというようなことで、必ず担当職員を一緒に同行するよという指示もしておまして、そういうことも常々心がけながら、若い担当職員の声も聞くよに努めておるところでございます。

それから、一生懸命やった職員の成果ということもでございます。これも部長会議、そしてまた幹部職員の会議等々でも常々申し上げておりますけれども、職員につきましても人事評価は実績、要するに能力をしっかりと発揮した人間には、これからも昇進等々ではしっかりとフォローすると。

年功序列はやらないよということを常々申し上げておまして、今年度の人事異動でもそういったことで若いところをどんどんと幹部職員等々に抜てきして、上げてやっております。今後とも、そうやって一生懸命頑張っている、そして成果を上げた職員には、それなりのポスト、ポストといっちはなんですけど、職務をしっかりと与えて処遇をして、これからも健康に頑張ってくださいというふうに思っております、そうしたように、私自身の現場へ出ることと同時に、職員の皆さんの声も聞き、そしてまた市民の声も聞くというような形で、これからも市政の推進というものに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

これからも現場主義、対話重視というのは、この地域を生き残るための基本の原則、原点だというふうに思っておりますので、これからもそれを忘れないように取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。現場主義、対話重視はこれからも続けていくという力強い市長のお言葉をいただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

本巢市の行政改革大綱で、行政事務の改善を図り、効率的な市民サービスをしていただいて、また本巢市第1次総合計画後期基本計画は安心して暮らせるまちづくりを目指して、市長の言われる元気で笑顔あふれる本巢市づくりに邁進していただきたいなあと、こんなことを思います。これで1番目の質問を終わります。

次に2番目に行きます。

2番目の質問でございますが、本巢市の広域連合の療育医療施設の跡地のことについて質問いたします。

もとす広域連合の療育医療施設が旧の政田住宅のところに移転され、9月に竣工式が終わり、今そこで療育医療が行われているところであります。今まで、旧弾正小学校の校舎を利用し、心身に発達のおくれが見られる幼児に対し療育指導を行い、地域社会が一体となり育成がされてきました。しかし、老朽化が激しく、これが新設移転となりました。この跡地については、現在一部をどんぐり村に無償貸与しているものの、校舎も土地も、もともとは弾正小学校の土地でありました。本巢市の南部真正地域は、人口もふえ、真桑小学校では校舎の増築が必要となってきました。弾正小学校も、校舎は今現在では敷地いっぱいになり、さらに校舎の増築をできるような余裕のある土地はありません。療育医療施設の跡地については、今後、弾正小学校の用地として残しておかなければならないと考えておりますが、市としての方針は同じでしょうか、それとも今後また何かを利用するというような計画はあるのでしょうか。以上、お聞きします。

○議長（遠山利美君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、もとす広域連合の療育医療施設の跡地につきましてお答え申し上げたいと思います。

療育医療施設の跡地でございますけれども、現在、建物と駐車場を含めた面積が3,834平米ございます。しかしながら、建っておる建物は築58年というふうで老朽化しているということから、今後これを公共施設として利用できるということができませんので、解体をいたしまして更地にして、今後どうするかということにしていきたいというふうに思っております。

そういうことで、市といたしましては、この土地が、議員御指摘のように弾正小学校に隣接しているということから、今後想定されております、いわゆるこれからもふえる校舎増築、それとあわせて御案内のように、弾正小学校も築三十数年という年数がたっております。いずれ近いうちに、また改築の時期もまいります。そうしますと、改築に当たりまして、校舎を見ていただくとわかりますように、周辺がすべて詰まっております、もうどこにも動く余地はないというようなこともございまして、私どもといたしましては、将来に備えて学校用地として確保いたしまして、新年度以降も管理をしてみたい。基本的には、学校の方で学校用地の一部ということで、考えられるとしますと駐車場のような形、そしてまた隣にいろいろ施設もございまして、それと一体的な活用というようなことも考えていきたいなあとというふうに思っております。

いずれにいたしましても、建物の跡が少し不整形地でございますので、ちょっとその辺も将来的には整形地になるような形のことも、また地元の皆さん方の御協力も得ながら整形地にした形でのまた利用というようなこともお願いしていかなきゃならないのかなあというふうには思っておりますけれども、いずれにいたしましても弾正小学校の増改築の用地ということで、今後ともしっかりと管理をしてみたいというふうに思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。今後も弾正小学校の用地で行くという市長のお言葉をいただきました。

校舎も35年、体育館も29年ほどたっておるんですね。今度、建てかえとか増築ということになりますと、どうしても土地が足りないということになってきます。また、本巢の南部地域は関ヶ原線の沿線であり、神戸インターも近くて、ひょっとして企業や店舗、工場が来たときには児童もふえてくると、こんなこともありますので、市長が今後用地に残すと言われましたので、本当にありがたいなあと、こんなことを思っております。

跡地については、ほうっておくと草が生えたり、また周りの方が迷惑するということもありますので、今後よく考えていただいて、再利用の方策をとっていただきたいなと、こんなことを思います。どうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

続きますので、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

18番（鵜飼静雄君）

それでは、4点通告しておりますので、順次質問をいたします。

第1番目は、保育園・幼児園の改築についてであります。

その中で、第1点目の本巣保育園の改築、本巣保育園というのは本巣西保育園・本巣保育園を統合した形の一応本巣保育園というふうに呼んでおりますけれども、その現在の状況及び改築までのタイムスケジュールについてお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野明君。

健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、ただいまの御質問でございます。本巣・本巣西保育園の統合事業についてということでございますので、お答えしたいと思います。

この統合事業につきましては、6月の議会の全協の中で報告してきております。建設用地につきましては、地域の自治会長さんの御意見をいただきながら、新たな候補地ということで検討してきております。

そうした中で、現在の状況でございますが、本庁舎北西方面の農地の一部約5,000平米ほどでございますが、ここを候補地として選定いたしました。地権者の同意を現在は得ているところでございます。現在、この地権者の御同意をいただいておりますので、土地の鑑定評価の準備をしているという段階でございます。

そして、改築までのタイムスケジュールということでございますけど、農地ということもございまして、農振除外の手続が期限でございます10月末ということでございますので、この10月末に間に合いますように地権者と交渉を進めていきたいというふうに思っております。この交渉成立に向けて進めるわけでございますけど、今年度中に何とか設計コンペを実施して、設計業者を決定していきたいというふうに考えております。その後につきましては、23年度に詳細設計、また諸手続を済ませて、最終的には24年度を完成の目標として進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

1点だけお伺いしますが、24年度完成を目標にということなんですが、順調にいったとして着工はいつごろになると見込んでおられますか。

○議長（遠山利美君）

浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

順調にいったとして、今申しましたように農地の除外手続を約6ヵ月あるいは8ヵ月ということを見越しております。最終的に県の許可が来るのは、来年の6月、7月ぐらいかなあという想定をしております。そうした中で、事務的な並行してできる部分があれば並行していきたいと思いますが、最終的な着工は24年度早々という思いを持っております。ただ、諸手続が早く済めば、それに合わせた格好で前倒しで進めていきたいというふうに考えております。

〔18番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

それではそういった状況を前提にしながら、次の糸貫の幼稚園の改築についてお伺いをいたします。

今、本巢保育園のことをお伺いしましたが、本巢地域の人にとってみれば一体どうなっているかということが大きな関心事であります。同時に、糸貫地域の人にとっては糸貫の幼稚園がいつどうなっていくのか、このことが大きな関心事でもあります。そうしたことで、これまでもたびたび繰り返しお伺いしておりますので、詳細は省きまして、端的に今お伺いしました本巢の状況を踏まえて、糸貫の東幼稚園・西幼稚園の改築方針及びその時期についてはどのように考えておられるのか、市長にお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、糸貫東・西幼稚園の改築時期と改築の方向ということでお尋ねでございます。

この件につきましては、前回の6月議会のときもお話し申し上げまして、時期等も糸貫も25年とか、25年内にはという話もさせていただいております。基本的な方向は、それから変わっておりませんが、先ほど部長がお答え申し上げましたように、本巢保育園、今一生懸命取り組んでおります本巢保育園の統合の整備計画というのがほぼ固まってきたということから、あと残されておりますのが、議員御指摘のように糸貫地域の幼稚園の整備計画だというふうに今認識をいたしておりまして、これを順次進めていきたいなあというふうに思っております。

糸貫幼稚園の施設整備につきましては、そのときもお話し申しましたけれども、若干そのときは合併特例債を使うとすると統合云々ということでお話もしておりましたが、施設規模が余りにも大きくなり過ぎるといったこともちょっと頭にございまして、もう一度統合方式、単独方式を含めて土地の確保の見込み、また財源確保、そして先ほど申し上げました施設規模、そういった妥当性というのもしっかりと精査するよにということで、今健康福祉部の方で一生懸命、いろんな方式を今精査していただいております。そして、より有効な整備方法となるよに今検討を進めさ

せていただいております。

この検討作業につきましては、現在23年度からの後期基本計画、そしてそれを受けた財政計画というのも策定中でございます。そしてまた、先ほどお話し申し上げましたように合併して特例債を使えるという期限が25年ということもございまして、もし統合云々ということになれば合併特例債の活用ということも視野に入ってくるわけでございますので、そういったことも踏まえまして、今年度中に整備方法をまとめて、そして25年度内に整備完了と、そういう方向で取り組んでまいりたい。

いずれにいたしましても、2園ともできればそういう中で、すべてを整理をしていきたいなあというふうに思っております。

いずれにいたしましても、25年になぜこだわるのか云々というのもございましてけれども、25年といたしますのが合併特例債の活用期限もございまして、またそれと同時に、たびたび申し上げますように、国から交付税等々でのいわゆる増額をいただいております期限というのが25年でございます。25年までは合併特例でいろいろと手厚い支援を国の方からしていただいております。その財源をうまく使いながら、何とかこの期間内で大きく残された課題を解決していきたいなあというのが私の思でございます。25年を過ぎて26年以降になってまいりますと、だんだんと一般財源が少なくなってまいります。そうしますと、こうした大きな事業、一つに7億とか10億とかいう大きな事業が今後毎年のようにやっていくというようなことはできなくなってくるということもございまして、現在の財政的に少しでも国からのいろんな御支援をいただける、そういう中で精いっぱい取り組んでやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の答弁の中で、今年度中に整備計画を立てていきたいというようなことございました。

先ほど本巣保育園の状況をお伺いしますと、実際に着工でき、建設がしていけるというのが24年度ということになりますと、23年度というのが、いろんな事務的な諸手続等はもちろんありますけれども、事業実施としては空白ができるということになります。そういう意味では、この23年度どこまでのことができるかはさておいても、何らかの形でこの糸貫の幼児園の問題についても具体的な動きをしてほしいと思う。そのためには、今年度というよりは、ことしじゅうに方向を定め、必要な予算を新年度に組んでほしいというのが私の思いなんです。そういうふうで、おおむねの方向としては了解いたしますけれども、ただ今年度中と言われて新年度予算で組まれないということになると、またいろんな不安材料が出てまいりますので、やはり少し「度」だけを除いてもらって、ことしじゅうに方針を定めて、新年度予算に必要な措置をとるという方向をぜひやってもらいたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

今議員の御指摘のように、今年度中と申し上げましたのは23年度からの後期基本計画、それから財政計画というのが22年度に策定をしておりますので、その計画の中に入れるということで、そしてこの計画を今年度中には策定されるということでございますので、そういうことから考えれば、そこに乗せ23年度以降の計画に乗せるということであれば、新年度からの予算の対応というのも可能ではございますので、できるだけ馬力をかけて一定の方向をまとめて、新年度にできるものは新年度予算からでも対応するようなことを、当然のことですけれども考えていきたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

はい、結構です。

それでは2番目に移ります。留守家庭教室についてであります。

これにつきましては、昨年12月とことしの3月に続けて質問をいたしました。そうした中で、当時の部長からはこのような答弁がございました。留守家庭教室、率直に言いまして糸貫地域の話でありますけれども、今一括方式でやっておりますけれども、これについては学校ごとの実施が望ましい。真正方式でありますけれども、条件を整えば実施をしたいと。新年度、今年度であります。条件整備の努力をするというような答弁がありました。ということで、執行部と私の考え方は基本的には一致しておりますが、それを実施する上での障害があるとすれば何なのか。また、その障害をどのように除去しようとしているのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

留守家庭教室についてでございます。

糸貫地域の留守家庭教室につきましては、現在子どもセンターで開設をしております。各小学校との間を2台のワゴン車でピストン送迎をして運営をしているという現状でございます。

そうした中で、1点目のその障害は何かということでございますが、これまでも回答してきておりますが、学校ごとで実施することが望ましいと考えているところでございます。これは変わりございません。一色・土貴野小学校は比較的規模が小さいために、留守家庭の利用児童数が少なく、それに教室を設置することは財政上非効率であるということが上げられます。また、現在は小学校にあき教室がないために、設置には教室の新規建設など建設費用が必要となり、財政負担が増大することから、計画的な実施が必要ということでございます。

また、その障害を除去する方法でございます。方途をどのように考えているのかということでございますが、まずは糸貫地域の3校の中で利用児童数が多い席田小学校を整備することから検討しております。教育委員会と再三協議を進めてきた結果でございますけど、校舎の1室を留守家庭教室として利用が可能ということを知っております。また、一色・土貴野小学校の2校につきましては、既設教室での利用が見込めないということでございますので、校庭内にプレハブ工法によりまして別棟を建設することが当然必要かというふうに考えております。利用者数の推移を見据えながら、規模及び場所の検討と、同時進行のため、財政計画についても十分検討しながら早期実施ができるよう、関係部局と協議を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

早期実施に向けて検討をひとつ進めていくということで、特に席田についてはすぐにでも可能な状況であるようではありますが、一色・土貴野について、既存の教室を使うことが非常に難しいということでございますが、今の利用状況を見れば、かつては席田が圧倒的でしたけれども、今は土貴野等もふえてきて、総体的に各地域ともニーズがふえてきているという状況の中ですので、そのあたりを見据えながら検討を進めてほしいというふうに思いますが、これも念のために申し上げておきますけれども、早期というのはとらえ方がいろいろありますので、これも少なくとも先ほどの保育園と同じように後期計画との絡みでこれまでもいろいろ答弁されておりますので、ぜひともそういう観点でやってほしいというふうに思っています。

といいますのは、この2番目の質問にも絡んでまいりますけれども、今現在、留守家庭教室として利用しています子どもセンターの建物についても、今どういう状況にあるかということで、12月に答弁をいただいています。12月の答弁を簡単に申し上げますと、この施設は昭和50年建築ということで、第2次耐震診断の調査を実施した結果、管理棟を除く棟では耐震性が劣ると、被害を防ぐために相当な補強が必要だという結果が出たという報告がございました。そういう結果を受けて、今子どもセンターにおいてはなかなか改修、今度若干の工事が入っておりますけれども、例えば遊具が今の安全基準に合わなくなってきていると。でも、それを修繕して使えるようにしようという状況にはないですね。そういう予算措置もとられない。なぜそうなのかというと、この建物を一体どうするかという方針が定まっていないからということで、安全基準に満たない遊具については、もう使用禁止という状況になっているのが実態であります。

そういう今の施設の状況がありながらも、子どもセンターは留守家庭ほか、いろんな形で活用をされているわけでありますから、一刻も早く方針を定め、あそこの今の子どもセンターを撤去するならそれにかわる措置をどうとっていくのか。もし使うのであれば、どう補強していくのか、使いやすくするかということが一日も早く示されることが大事だというふうに思っています。そういう

観点から2番目の質問を書いているわけでありませうけれども、この点についてのお考えを、(1)との関連が出てくるとおもいますが、簡潔で結構でございますので、御答弁をお願いします。

○議長（遠山利美君）

浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

ただいまの御質問でございます。

子どもセンターの今後につきましてということでございますが、子どもセンターは議員御指摘のように大変老朽化してきておるといふ事実がございます。また、耐震改修工事につきましても、多額の費用がかかるということも事実でございます。こうしたことから、現在行っております子育て支援事業につきましては、各地域の保育園等におきまして当然施設整備も関係してくるわけでございますが、それぞれの保育園の中で支援センターを一元化させたいというふうを考えております。

また、糸貫の留守家庭教室につきましては、各小学校での対応ができましたら、そちらの方へ移行していきたいということでございます。最終的に、この子どもセンターにつきましては取り壊す方向で検討しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

〔18番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

基本的な方向としては私も同じような考えでございますので、結構でございます。あとは時間の問題でございますので、そのことをしっかり念頭に置きながら進めてほしいということを申し上げておきます。

それでは、3番目に移ります。

後期計画につきましては、昨日、また本日先ほどこれに関する質問がございましたので、ダブる部分は答弁も結構ですし、私も言うつもりありませんので、特に(1)策定に向けたスケジュールについて先ほどお答えがございました。先ほどの答弁で状況はわかりましたが、一つだけ申し上げておきたいのは、3月議会のときに、新年度早々にアンケートをやり職員のワーキンググループで取りまとめ、8月には素案を作成し計画審議会に諮るといふふうに言われました。それが、ずれ込んでいますね。ずれ込むのは仕方ありませんけれども、ずれ込んだらずれ込んだという状況については、何らかの機会にこちらが聞くまでもなく報告をすべきではないかというふうには私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

あわせて、今、素案の素案みたいな感じですがけれどもね、先ほどのお話ですと。それを、いろんな意識調査の結果などと照らし合わせながら素案をつくっていくという状況で、素案の素案の段階だと思っておりますけれども、その骨子については今どのような段階に至っているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、後期基本計画の策定に関しまして、スケジュールにつきましては前の若原議員さんに説明したとおりでございますので省かせていただきますが、このことにつきましては、議員は今3月の議会で年度早々にアンケート調査をやって8月までに素案をまとめて、9月の議会で我々も説明をできたらなあと思っていたわけですが、このことにつきましては、おくれたことにつきまして説明がなかったことにつきましてはおわびをしたいと思います。

骨子につきましてですが、これもきのう高田議員さんにも御説明しましたが、基本構想の将来像の実現に向けまして、基本構想の三つの理念と五つの基本方針を基本としまして策定をいたしております。その中でも、みんなで築く希望に満ちたまちづくりを推進するため、市民と行政が対等な関係に立ち、協力し合いながら相互に補完的な関係を築くことができるよう、市民協働による施策の推進を明記していきたいというふうに考えておりますし、またもう一つにつきましては、収入の減少、高齢化に伴います扶助費の増大、市債の償還経費の増大など財政運営が厳しさを増す中、選択と集中によります戦略的な経営を行うため、事務事業評価システムを今年度構築しまして、順次事務事業の見直しを行い、中・長期的な展望に立った行財政運営の推進、こういったものもこの計画の中に明記をしていきたいというふうに考えております。

〔18番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、骨子の中で市民協働の話がございましたけれども、これについて前市長、また今の藤原市長になったときにもお伺いをいたしました。市民協働・市民参加を進めていく上での条例化ということ提起したことがございます。これについても後期計画の中で考えていくということでございましたが、そうしたことも含まれているのか。あるいは、私が先に言うのもなんですけれども、今の本巢市の現状からすれば、条例をつくること自体はそんなに難しくはないんだけど、それに本当に魂を入れていくということに困難性が伴う。だから、ある意味ではそれを目指しつつ、それに向けた取り組みをどう具体化していくかということが大事だというふうに思っておりますけれども、ただ少なくとも制定、あるいは制定に向けた努力を何とか何かの形で、このことについては明記していく必要があるんじゃないかというふうに思っています。そのあたりについてのお考えがありましたら、お伺いします。

○議長（遠山利美君）

高田君。

○企画部長（高田敏幸君）

市民基本条例といいますか、住民基本条例、こういったことの制定については、後期基本計画の中へ入れていくのかどうかという御質問でございますが、今現在、そういったことも含めて検討し

ておるところでございます。といいますのは、議員言われたとおり、本当に市民の方のそういった協働の意識の醸成が図られているのかどうか、こういったことも含めながら、そういったものを徐々に高めつつ、最終的にはその住民基本条例等の制定になると思います。そういったことについて、今後制定に努力するとか、努めるとか、制定しますとかいう文言につきましては、もう少し検討させていただきたいと思っております。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、住民基本条例という言い方をされましたけれども、言葉は別にしましても、もともとっておりますのは市民協働基本条例ですかね。地域によって言葉は違いますから結構ですけども、そういった趣旨を踏まえて、さらに計画づくりに進んでほしいということを申し上げておきます。

それとの関連もありますけれども、2番目に、こうした市民参加と協働のまちづくりを進めていく上で、そうした対策室とかあるいは推進室をつくったらどうかということをお伺いしましたが、そのときに市長は、その前に、まず新年度には各部局で構成する市民協働推進チームを庁内に設置し、全庁的な体制で市民協働を検討していく。そして後期計画に提言できるようにしていくというふうに述べられています。その状況は一体どうなっているのか、また今後はそれを踏まえてどういう方向でそうしたチームが活動していくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

後期基本計画の策定に関しまして、市民参加・市民協働の状況の御質問でございますけれども、市民協働推進チームというものにつきましては、前回の議会等々でいろいろ御議論があつて、私も答弁をさせていただいておりますけれども、基本的には室を云々というんじゃなくて、現在市民協働推進チームというものをつくりまして、今進めさせていただいているところでございます。

特にその推進チームと申しますのは、課長補佐級の職員、いわゆる実務を一生懸命中心になってやっただいておる皆さん方をメンバーとした四つのワーキングチームというのを今現在つくっております、それを推進チームというふうにまた位置づけまして、今検討を進めておるところでございます。そして、それぞれ所管するチームの中で市民協働のできる、そういった施策というのを、それぞれ知恵を出していただいて今その検討を進めさせていただいております。今後、こうした推進チームから提案されました施策というのを、計画の策定委員会、計画審議会等の協議を経まして、後期計画ということで正式に位置づけをしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、どの程度のどのレベルの市民協働の施策というのが検討されているのか、どういうのが出てきているのかというのは、まだちょっと私も報告を受けておりませんので、

今は現在ワーキングチームでやっているということもございまして、それはいずれ出てきた時点で私自身の考え方も含めて、またいろいろと職員と議論をしていきたいなあというふうに思っております。

そして、そういった事業をしっかりとした施策として体系づけた後に、後期計画として実施していくわけでございますけれども、その進捗管理も当面はこのワーキングチーム、あるいは推進チームというのを解散することなく、こういった方々、特に実務を中心でやっていただいております皆さん方が一番よく知っている、そして自分たちがまた提案をした、そして自分たちが決めてきたものを、しっかりと自分たちで管理もするというので、こういったチームをこれからはしばらくは中心に進捗の方もやっていきたいというふうに思っております。そして、いずれそういう中で全庁的な横の連携云々が出てきました時点で、室なり課なりというものを将来的には検討していかなければならないなあというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今市民協働推進チームの中でいろいろ検討されておる事業等々がどの程度、そしてどのぐらいの量になっていくか、そして中身もどれぐらいの熟度の高いものが出てくるかどうか、そういったことも十分見きわめながら、今後それをどうしていくか、いわゆる大きな形でやっていくのかどうかということも含めて今後の検討課題にしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、現在課長補佐級、実務の中心のメンバーが一生懸命検討させていただいておりますので、それをしっかりと見守ってまた今後を検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

計画自体の策定スケジュールがずれ込んでいるということもあって、本来ならばほぼ素案ができて計画審議会にそろそろかけるころですので、そうであればこのチームの結果もわかるだろうという前提で今回質問しましたので、まだ時期尚早であったという結果になったわけであります。

ただ、大事なのは、このチームがきちんとそうした役割を果たしていくということとあわせて、今市長の方から答弁のありました計画ができた後、どうこのチームが動いていくかということが大事なんですね。そういう意味で、今後とも進捗状況の管理を担当していくというふうに言われたので、そういった体制を確立していく、そのことが後期計画の中にもきちんと明記されていくということを求めておきたいと思えます。

それと最後にこの計画に関して、きのう、またきょうの中でも、スケジュールの中でどうも一つ抜けているなあと思えますのは、我々の意見を反映する場というのはどこにもないのではないかなあというふうに思っています。以前に、こうした計画についても議決事項にしたかどうかということでお伺いをいたしました。それについて市長は、やっているところもあるし、いろんな状況を見て研究をしていきたいということでありました。それはそれでいいんですけども、いずれにして

も議会にはこういうふうになりましたという最終結果を知らされるだけではやっぱりよくないだろうというふうと思いますが、そのあたりのお考えを最後にお伺いしておきます。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、今の再度の御質問にお答え申し上げたいと思います。

議員の御指摘のとおりでございます。もちろん審議会等々には議会の代表の議員の皆さんにも入っていただいておりますし、そういったことではありますけれども、全員の議員の皆さんにどうかというのは、計画審議会だけでございますのでやっておりませんので、今、議員御指摘のように、前回からもそういうお話もございまして、折を見て、こういった議会の都度、全協等々の場でしっかりと報告をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは4番目に移ります。

4番目は国民健康保険についてであります。

まず一つ目は、国民健康保険法の改定によって国民健康保険の広域化、岐阜県、県単位での一本化ということでもありますけれども、これが進められようとしています。そうした中で、厚生労働省の方から各都道府県に対して広域化等の支援方針をつくるように迫られています。いろいろ見てみますと、全国で半分ぐらいですか、計画を策定あるいは策定中というような報道もありますけれども、岐阜県においてその状況がどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 坂井嘉徳君。

○市民環境部長（坂井嘉徳君）

それでは、国民健康保険の広域化の現状について御質問でございます。

これにつきましては、御存じだろうと思いますが、国民健康保険税の一部改正が本年の5月19日に公布・施行をされております。その中で、第68条の2で都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化または国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針を定めることができるという規定が設けられております。そういうことから、この改正を受けまして全国的に議論が進められている途中でございます。

岐阜県におきましては、本年の6月9日に岐阜県国民健康保険広域化支援方針検討会議が、県の健康福祉部長を会長といたしまして、県内各市町の代表16名で構成する会議が設けられたところでございます。残念ながら本県市はこの中に入っておりませんが、そういうことでございます。ま

た、下部組織といたしまして、各市町の課長の代表による幹事会や、同じく係長クラスの代表によるワーキンググループが設けられて、これから国保の広域化の議論が進められていくというような状況となっております。

県におきましては、国の動向ということで、高齢者医療制度改革会議の提示が7月23日に中間まとめ案として出されております。そういうものを踏まえまして、年度末までにこの支援策をまとめるという予定で進められるということをお聞きしておりますので、よろしくお願いたします。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

この国保の広域化、あるいはこの支援方針について、まだ岐阜県においてはそれほど進んだ状況になっていないということは承知しておりますが、あえてこの段階で質問項目として取り上げましたのは、支援方針が確定してから示されても非常に問題があるし、また支援方針を策定していく、そういう段階に各自治体の、また各地域の住民、議会、そうしたさまざまな声がどう反映されていくかということが重大問題だろうというふうに思っています。そういう意味で、これからという段階であえてこの問題を取り上げたわけでありませぬ。

広域化という、いいというふうに思う人もいるだろうし、また非常に問題があるというふうに思う人もあると思います。ただ、私は広域化ということでもず頭に浮かぶのは、後期高齢者医療制度の問題です。これについては、簡単に言いますと、住民や我々議会の意向というのはほとんど反映される仕組みにはなっていません。知らないところで決められていく、それがどんどん効力を発していくという、これがまさに広域化にすぎませぬ。

例えば、介護保険とか旧本巣郡内でやっているようなものであれば、各議会から代表が出てということでもありますけれども、岐阜県一本の広域の場合には、議会の代表というのはほんの、今1人ですか2人ですか、もう限られていますね。ほとんど市長、要するに首長がやっているということで、やっぱり一方的な仕組みになっていると。そういった中で決められているということもあって、やっぱり危険がいろいろ伴っているのではないかというふうに思っております。そういったことも踏まえながら、いろいろ対応して行ってほしいと。

さらに言いますと、次の機会、12月になるか3月になるかわかりませぬけれども、改めてこの問題については質問したいと思っております。

では、次の非自発的失業者の国保税の軽減措置についてでありますけれども、6月にこれが条例化されました。その対象者数を把握できていれば、お伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 坂井君。

○市民環境部長（坂井嘉徳君）

2点目の、非自発的失業者の国保税の軽減についてということでございますが、国民健康保険税

条例の一部改正ということで、6月議会におきまして御承認をいただきましてありがとうございます。この新しい制度につきましては、本年4月から申請を受け付けておりまして、その軽減対象者数は、8月末で51件の軽減を行っておるところでございます。この内容につきましては、離職理由別といたしまして、解雇された方が26件、事業主からの働きかけによる退職者が18件、期間満了、期間工といいましょうか、その期間が満了したことによるもの等が7件というような内訳になっております。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、内訳の話がありましたけれども、この国保税の軽減措置の対象になる人というのは、いわゆる失業者のごく一部というふうに言われています。今説明ありましたが、退職とか解雇とか、そういった幾つかの条件がありまして、その条件に合わない失業者に対しては対象者にならないということで、実際に救済されるのはごく一部ではないかというふうに言われていますが、そのあたりの実態がわかればお伺いしたいと思いますが、本巢市の失業実態というのはどの程度まで把握できるんでしょうか。

○議長（遠山利美君）

坂井君。

○市民環境部長（坂井嘉徳君）

この制度によるところの先ほど申しあげました件数でございますが、今後、当然ハローワークを通じてこういう申請が出てまいるということございまして、これを想定するというのは非常に難しいだろうと思いますが、議員が御指摘のように、あくまでも求職者に対しての減免措置ということでございますので、現実的にはこれを把握するというのは不可能というふうに考えております。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

技術的に非常に困難を伴うと思いますけれども、ただ、この国民健康保険法の改定による救済措置について条件が提示されておりますけれども、ただそれぞれの条例によって、若干その規模なり内容なりを検討する余地があると、そういう法律だというふうに私は思っておりますが、そういう前提に立って、今8月末までで51件ということでありまして、さらにそれ以上のさまざまな状況が出てくれば、その状況に合わせたやっぱり措置というのは考えていく必要があるだろうと思うんですね。100%、市がこういう失業者がいるということ把握するのはまず不可能だろうと思いますけれども、可能な限りの措置をやっぱりどんどん、まだ経済が停滞している、またさらに後退していく危険性もあるという状況の中で、こうした非自発的失業者といえますか、いずれにして

も失業者がふえていく可能性は多分にあるわけですから、それに合わせた措置を必要に応じて検討する余地は残しておいてほしいというふうに思っています。その点だけ改めてお伺いします。

○議長（遠山利美君）

坂井君。

○市民環境部長（坂井嘉徳君）

この減免措置の拡大、あるいは拡充、そういう御質問だというふうに考えておりますが、これは地方税法の改正に基づいた改正ということで、確かに十分ではないという御指摘がございますけれども、現実的にはこの制度をなぶることはできないというふうに認識をいたしております。

市単独でフォローをするというような制度を考えておるかということでございますが、議員御存じのように、今ある法律とか条例、要綱等に基づいて、低所得者対策を進めていくというのが非常に重要な問題であろうというふうに思います。しかしながら、こういうものに基づかないもので対応というのは非常に難しいわけですが、やはり窓口での個々の事情というのは相当格差がございます。そういうものに応じて、市の減免要綱もございます。それに基づいて、軽減を今後ともやっていきたいと、そういうことで御理解を賜りたいと思います。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

その問題はそれくらいにしておきますけれども、最後に市長にお伺いをいたしますが、現在の国民健康保険の状況というのは、全国どこを見ても非常に危機的な状況にあると言われております。この大もとになったのが、1984年に改定された国民健康保険法のもとで、国の負担割合が、それまで医療費の45%であったものが、医療給付費の50%というのは、結局自己負担3割でありますので、実質医療費の35%というふうに変更をされた。その結果、しわ寄せが国民や自治体に押し寄せてきた、その結果だというふうに思っています。35%に、実際は高額療養費のいろんな国の負担等ありますので、我々は38%、あるいは38.5%というふうに言っておりますけれども、いずれにしても大幅に減額をされた。さらに、その後も減額をされてまいりました。

厚生労働省の「国民健康保険事業年報」というのが毎年出されておりますけれども、これを見ますと、1984年には国保の収入に占める国庫支出金、国の負担金等の割合が49.8%、約50%が国の負担でした。ところが、2008年には24.1%に落ち込んでいます。実際、本巢市の21年度決算を見ましても、国庫支出金の割合は23.5%にすぎません。自分なりにちょっと計算をしてみますと、医療費の50%と言いながら、国庫支出金が9億1,000万円ですから35.8%にしかありません。もし50%であれば3億6,000万円。さらに、もとの医療費の45%ということならば、7億円の収入がふえるという計算になると思います。非常に単純に計算しておりますけれども、いずれにしても、もともと医療費の45%を国が負担する、そういう中でこの国民健康保険の制度自体が営まれてきた。それを一方的に下げた。そのことによって、特に1990年ごろに全国的に国保危機が起きて、市長会、町村

会、議長会、いろんな団体で国保危機突破全国大会というものがしきりに行われ、そうした中で若干の是正はなされたものの、本質的なところについてはなかなか変えられないまま現在に至っています。

改めて市長をお願いをしたいのは、市長会としてもやっぱり原点に戻って、国の当然の負担を国に求めていくという、そうした動きを強めてく必要があるのではないかというふうに思っています。その点についての市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

国民健康保険につきましては、国庫負担の増という御質問でございます。

基本的には、今、議員御指摘のとおりだと私も思っております。

国庫負担の今のやり方というのは、国民健康保険制度というのが国民の福祉対策であるという原点に立てば、当然国が責任を持つべきでありますし、ほかの制度と同じようにせめて半分ぐらいの負担をやるのが当然だということには思っております。そしてまた、一番最初にも御質問いただきました部長に答弁させましたけれども、広域化という動きも出てきております。これも、どちらかということ、国が本来は責任を持たなきゃいけないのを県単位、下手をすると県、もしくは県内の広域連合のような仕組みにしようとしているということであると、結局は県、もしくは市町村が国の負担増を押しつけられることになってくるだろうということで、ぜひそういう負担増にならないように、しっかりと本来の趣旨にのっとって国庫負担というのを、国のいわゆる負担をしっかりと引き上げ、そして措置していただきたいというふうに思っております。

今、議員御指摘のように、私ども市長会もことしの5月に開催されました東海市長会、それから6月に開かれました全国市長会で、しっかりとこの今の国民健康保険の財政の危機的状況を打開するため、国庫負担割合を引き上げる、そういう要望を決議もしておりまして、国それから国会議員等へもそれぞれ要望もさせていただき、そういった行動も行っているところでございます。これからも引き続き、こうした国保の原点に立ち返ってしっかりと財政的な支援をしていただくように、国へ全国市長会等と一緒に働きかけてまいりたいと思っております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

結構です。そういう方向で、ぜひいろんな形での働きかけを強めていってほしいというふうに思っています。そうでなければ、さらに市民の負担がどんどん過重になっていくばかりであり、同時に市の財政も逼迫してくるばかりでありますので、そういう点で、議会としてもバックアップしながらともにやっていきたいというふうに思っています。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

ここで暫時休憩します。10時50分から再開しますので、よろしくお願ひします。

午前10時28分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 江崎達己君の発言を許します。

○1番（江崎達己君）

それでは、発言通告に基づきまして質問をさせていただきます。

その前に、私は新人議員として、おとつい1年たったなあという思いをしました。私は一年、何をやってきたかなあという思ひもありますが、2年目に向かひまして、またさらに精進していきたいと思ひますので、皆さんの御指導よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、発言通告に基づいて、活力ある本巢市を目指した取り組みということで質問させていただきます。

藤原市政は、健全財政を図るために、各事業の見直しや経常経費の削減等に日々努力されて、御尽力されていることを敬意を表しますが、経費の削減により市民サービスの低下を招くようなことがあってはなりません。地域住民、自治会からの要望も数多く寄せられているようです。例えば、市民からの目に見える事業成果が身近に理解されるハード面として、例えば産業建設部関係で言えば、本巢市誕生時には169件の自治会からの要望があったようです。それに対して112件の事業の執行がなされたようです。その後、本年度8月末現在では、累積で約1,300件ほどの要望があると聞いております。その中で、約650件が事業を執行済みと聞き及んでおります。若干の数字が間違っていましたら御容赦願ひたいと思ひます。

限られた財源の中で、苦心されていることも理解します。地域住民からの多くの要望は、それだけ市に対して期待が寄せられていると読み取ることもできるのではないのでしょうか。しかし、多様化する地域住民の要望にこたえるためにも、今後は守りの行政運営から、市民にもよくわかるアクションとして、さらなる発展、飛躍を図るためにも、攻めの行政運営に転換することも必要ではないかと思ひます。

そこで、その一策として、岐阜県や他の都市でも事業実施されているようですが、市の本庁舎、各分庁舎等の施設での広告掲出、並びに給与明細の裏面等に広告掲出を実施し、広告収入を財源に充てることはどうでしょうか。よく検討し、実施を図られたいと思ひますが、その質問を受ける前に、ちょっとパネルを用意しました。これは岐阜県県庁の広告塔です。これは1階のロビーのエレベーターのところにそれぞれの企業の広告を掲出されております。多分県庁へ行かれて1階のエレベーターに乗ろうとしたときには、何だ、こんな民間企業のあれがあるなとお気づきになった方も見えると思ひます。これをもう少しアップしてみますと、ここには例えば会社名を言っははなん

すが、「地震に強いウッドピタ」とか、レストランや何かの料理を載せた、これは梅の花なんていうんですかな、料理のメニューなんかも載せたような宣伝広告が出されているようです。

また、これは若干手前みそにもなって申しわけありませんが、例えばこれだと岐阜市、これはウ飼いの観覧船の乗船場にいろいろ寄附なんかされた人、事業者を約70社ほど載せてみえます。これは協賛いただいたり寄附された全国のお客さんが、ここを通らないと船に乗れないもんで必ず見てもらえるというような事業展開をしてみえます。これだけで、約400万ほどの収入というか、充てられる財源を生んでおります。これをもう少しアップするとこんな感じです。ここには、「御寄附ありがとうございます」ということで、順不同で企業名を載せている。これは、この会社の方が乗船されたときに「私のところ、長良川ウ飼いに協力しておるでなも」とこういったこともやられるようですし、また、市に対してそういった拠出をしておるということで市に対する参画意識というものがつなげてまいります。そんなことで、こういったものを財源に充てることをどうかということ、企画部長さんの御所見を伺いたいと思います。

○議長（遠山利美君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、活力ある本巣市を目指した取り組みということで、1点目の各施設や給与明細書への広告掲出の実施についてということで、お答えをさせていただきます。

本市の今の状況でございますが、有料広告につきましては、現在「広報もとす」、あるいは「くらしのカレンダー」、それから市のホームページ、こういったところで実施をしております、現在では広報紙3枠、くらしのカレンダー2枠、ホームページのバナー広告が16枠の全枠が埋まっている状況でございます。広告収入につきましては、平成21年度におきましては、78万2,625円と一定の事業成果を上げておると思っております。また、ことし3月に、新聞を読まれた方もありますが、ごみ収集や保健事業などの日程、各種届け出の案内、年間行事予定などを掲載しました「保存版広報もとす」というものを発行しまして、各世帯に配布をしておりますが、今年度から株式会社ゼンリンと共同いたしまして、「保存版広報もとす」と「ゼンリン地図」をあわせた「本巣市くらしのガイドマップ」を作成する予定でございます、印刷製本費用につきましてはゼンリンが広告費で賄うために、保存版作成費用の約44万円が経費の削減となる見込みでございます。

御質問いただきました給与明細書につきましては、一昨年、明細書の封筒を廃止しまして、現在はA4判の半分の大きさの給与明細を毎月約450枚ほどプリントアウトして職員に配付をしておりますが、実施されております県とか他都市と比べると明細書の枚数が少ないということなどから、同媒体における広告需要があるかどうか、今後調査をいたしまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、庁舎等の施設での有料広告などにつきましても、他市の状況を調査するとともに、広告代理店などの意見も聞きながら、本市におきましても市場ニーズがあるかどうかを調査し、取り組ん

でまいりたいというふうに考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

江崎君。

○1 番（江崎達己君）

先ほど若干ちょっと私の説明不足もありましたが、例えば県の広告ですね、エレベーターのところの。これを調べてみますと、12カ所やっているそうです。6月ぐらいから始めて、2ヵ月ほどで満タンになっちゃって、今後は県の庁舎、総合庁舎とかそういうところにも展開していきたいということで、企業がつくってきたこういう広告を出してほしいというふうで、企業がつくってきたものにかかるだけ、それだけで1ヵ月1万円だそうです。1社年間12万、今現在が12社ありますので百二、三十万になると思います。これはまた分庁舎の総合庁舎の方へ拡大されると、もっと大きな金額になると思います。多分200万、300万ぐらいの金はすぐ出てくるんじゃないかと思われまので、前向きに検討をお願いしたいと思います。

県の方では、例えばこういった広告掲示の事業の実施要綱だとか基準だとか、そういったものもつくって、そしてインターネットで広告媒体しておるということも聞いております。ただ、県も財政難ということで、こんなようなことも考えられたようです。それから、給与明細等関係は、県とか、多治見市さんだとか、岐阜市とか、いろんなところでこういうのを着手し始めてみえる自治体がございますので、確かに450件ほどの給与明細の媒体ではございますが、あまり費用をかけなくても収入を得て、財源に充てられるようなことをぜひ実施をお願いしたいと思います。

続きまして2点目でございます。

健全財政を図るために、長期的な展望を見据え、さらなる経常経費の削減を図るために、庁舎や関係施設での電球、省エネでCO₂の削減、白熱電球に比べ約40倍、1日に5.5時間利用するとして、年間で約2,000時間使用している場合だと、約20年間電球を取りかえる必要がないというようなことも発表されているようです。吹き抜けなど高い位置で取りつける場合、作業が難しい場所など、電球の交換が減り、便利であり、白熱電球と比べれば電力消費量も少ないため、電気代の削減を図ることができるLED電球の導入を図ってはどうかと思います。

導入初期の電球代は、やっぱり一般的な発熱電球に比べれば若干高額であります。長期的展望としては電気代等の経費の削減が図れるため、導入する価値はあると思いますが、総務部長さんの御所見をお聞かせください。

○議長（遠山利美君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、LED電球の導入につきましてお答えさせていただきたいと思います。

今、本市では、現在庁舎を含めまして96の公共建築物があるわけでございます。省エネタイプの

H F型蛍光灯の導入が一部しておるところがあるわけですが、このH F型蛍光灯と申しますと、白熱蛍光灯に比べまして40%ほど明るくなりまして、消費電力につきましては20%ほど削減ができるという蛍光灯でございますが、この蛍光灯につきましては合併後の机等の配置によりまして改修工事が必要であったということで、改修工事時に実施したものでございます。これと同時に、休み時間の消灯等をやっております、これによります経常経費の削減、ひいてはCO₂の削減に努めているところでございます。また、LED電球の導入につきましては、消費電力とともにCO₂の削減、それから先ほど議員御指摘の長寿命等の特徴がある反面、高価であることや用途が限られているということから、市といたしましては費用対効果や、またその用途を見きわめながら順次導入を図っていききたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔1番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

江崎君。

○1番（江崎達己君）

ありがとうございます。

よその他の都市も、どんどん実施に向けてLED電球を導入してみえるようです。ちなみに近隣の市でも導入しておるようですが、確かに用途が限られているというのはいまだありますので、導入する箇所とかそういったものもよく御検討いただいて、導入が図られればありがたいなあと思っています。特に、比較的長い時間使う街灯なんかも、一つの検討材料じゃないかと思ひます。期待しております。よろしくお願ひします。

それでは、第2点目でございます。

ことしは非常に猛暑ということで、新聞報道、テレビ、けさも若原議員からもお話がありましたように、大変な猛暑でございました。

気象庁の発表によると、北半球中緯度の気温が、エルニーニョ現象に続くラニーニャ現象で上昇したところに、勢力の強い太平洋高気圧の影響を受けたのがこういった猛暑になった主要因だというふうに気象庁は発表されております。

御存じのように、猛暑とは35度以上の気温であり、ことしは猛暑日が9月8日までに33日あり、高齢者や乳幼児等、熱中症となり、大勢の人が亡くなったと報道されております。

他の都市では、小学校等にエアコンを設置し、熱中症、並びに健康管理対策を講じているようなところもございます。エアコンの完備設置率は、東京都や神奈川県を中心に全国的に約10%と聞き及んでおります。まだまだエアコンは普及しないなあとこの気もいたしますが、9月13日の気温32度のとき、静岡県伊東市の小学校で運動会の入場行進の練習を行っていたところ、練習から15分後には、400人の生徒のうち34人の生徒が熱中症と見られる症状で救急車等で病院に搬送されたと報道されておりました。これは9月13日です。学校側は熱中症を警戒し、20分ごとの水分補給やエアコンの効いた休憩室を用意するなど、対策をとっていたようですが、さて、本年3月本巢市の幼稚園や小学校の卒業式に出席したところ、多くの園児や生徒が風邪を引き、せき込んでいたようでした。

そこで、今後、こうした夏や冬の時期の対応について、教育長さんの御所見をお聞かせください。

○議長（遠山利美君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

それでは、ただいまの御質問の夏場、それから冬場の対応についてお答えをさせていただきたいと思えます。

ことしの夏は、昨日からいろいろ先生方からもお話が出てくるわけでございますけれども、大変暑うございました。特に夏休みの直前から猛暑が始まりまして、そして9月に入りまして2学期でございますけれども、2週間ほど暑い日が続いたわけでございます。幸いにも、市内の小学校・中学校、そして、お話にもございました園におきましては、御心配いただきました熱中症で病院に搬送された子どもは出ておりません。これは大変ありがたかったなあというふうに思っているわけでございますけれども、ことしの猛暑に対しまして、教育委員会におきましては、学校保健会のお医者さんの御指導も受けながら、水分・塩分の補給、それから規則正しい生活を中心に、各小・中学校に対しまして状況に応じて適切な対応を進めるよう指導を行ってきたところでございます。

具体的に申し上げますと、給食センターでございますけれども、2学期当初より給食の塩分濃度を若干、これもお医者さんの御指導も得ながらですけれども、塩分濃度を高目に設定しまして、塩分補給ができるように努めてきたところでございます。また、学校におきましては、早寝、早起き、朝御飯など規則正しい生活に心がけるよう、保護者の方々への協力依頼を行いますとともに、学校では小まめに給水をすること、それから気温・湿度の確認を随時行うこと、さらにはテントなどで日陰を確保すること、こういうことの指導・徹底に努めてきたところでございます。来年度以降につきましても、学校での暑さに対する健康管理につきましてもは慎重に対応してまいりたいと、そんなふうにご考えているところでございます。

また、もう一つ冬場の対応ということで先生の方からお話があったわけでございますけれども、御承知のように、昨年度、新型インフルエンザへの対応といたしまして大変苦慮したわけでございますけれども、手洗いやうがいの励行、さらには消毒薬、マスクの配布などに加えて、感染拡大を防ぐための学級閉鎖、休校、こういうものを早目早目に行ってきたつもりでございます。特に保健所、さらに県・市の学校保健会でございますけれども、そういうところと連携を密にしながら対応に努めてきたところでございます。

ことしの冬につきましても、新型インフルエンザ、聞き及びますところで調べておりますところでは、今年度の子供たちへのワクチンは十分確保できるということは県の方にも確認させていただいておりますけれども、関係機関との連携を図りながら、子供たちの健康管理に全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

江崎君。

○1番（江崎達己君）

教育長さんの御回答いただきました。私の知らない範疇で、教育という立場の中でいろいろ御尽力されておられるということが、再度確認させていただきました。

それでは次に移ります。

子供たちの健康、教育環境への配慮として、エアコンの設置について教育委員会事務局長の御所見をお聞きしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

答弁を、教育委員会事務局長 成瀬君。

○教育委員会事務局長（成瀬正直君）

ことしの夏の猛暑についての二つ目、エアコンの設置についての所見についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、ことしの夏におきましては近年にない猛暑でありました。9月に入っても最高気温が35度以上、そういった猛暑日が続く中、各学校におきましては2学期の授業を再開したところです。先ほどの教育長の答弁のとおり、熱中症対策等に工夫を凝らして進めてきておるところでございます。

市におきましては、小中学校環境整備事業によりまして、各教室の室内環境の改善を図るために、暑さ対策として平成19年度に主要事業に扇風機の設置工事を上げました。それで、平成20年度より3ヵ年をかけまして、各教室に設置してきたところでございます。1年目は小学校の2階以上、そして中学校の3階以上の普通教室に、そして2年目にはそれ以外の普通教室に入れました。そして3年目、今年度でございますが、特別教室に扇風機を設置したところでございます。

エアコンの設置につきましては、現在、各小・中学校の特別な部屋といえますか、コンピューター一室とか図書室、そして保健室、多目的室などに設置している状況でございますが、今のところは、今年度設置いたしました扇風機の効果も確認しながら、今後見守っていきたいと、そのように考えております。

2学期に入りまして、各学校の気温についても記録をとっております。ことしだけでなく、来年度もこういった様子を見る中で検討を加えていきたいと、そのように考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

江崎君。

○1番（江崎達己君）

扇風機が導入したばかりだということもありますが、私は子供とすれ違うときに、ちょっと声をかけたら、「きょうどうだった学校」と言ったら「暑くて何にもわかりませんでした」ということ、「暑い時期やであれだね」と言ったら「暑いです」と言って、やっぱり勉強がはかどらないというのはあると思います。特に、3階、4階とか、上の方の教室だと、扇風機だけではという気は十分

しております。とはいうものの、若干新聞報道、よその議会等でもエアコンについていろいろ質問されたようでございますが、他の都市の状況なんかも多分調べておみえだとは思いますが、他の状況も若干教えていただければ幸いです。

○議長（遠山利美君）

成瀬君。

○教育委員会事務局長（成瀬正直君）

実は今回、江崎議員の方から御質問があった、その際、近隣の市町にエアコンの設置状況を調べました。北方町の状況におきましては、小学校におきましては職員室、パソコン室にエアコンが入っています。普通教室には扇風機が、平成21年度に整備を完了したと。そして、中学校には図書室・パソコン室にエアコンを導入、普通教室には、これも同じく21年度に扇風機の整備完了をしておると。今後、普通教室にエアコンを導入する予定は今のところないと、そういったことを聞いております。瑞穂市の状況ですが、小・中学校とも図書室等にはエアコンが入っておりますが、普通教室にはエアコンは導入しておりません。また、導入する予定も今のところはございませんということです。そして、山県市の場合ですが、小学校におきましては保健室とか調理室、会議室、図書室、パソコン室はすべてエアコンが入っています。また、食堂とか音楽室、図工室、そういうのが一部の学校において整備が図られておると。また、普通教室にはエアコンは導入しておらないと。そして、扇風機については、再来年に扇風機の整備が完了する予定で今進めておると、そして中学校におきましては、保健室、調理室、放送室、図書室、パソコン室とか理科室、そういったところにはエアコンを導入しておりますが、普通教室にはエアコンは導入しておらないと。扇風機の整備については、今年度完了したと、そういったことです。岐阜市の場合ですが、小・中学校ともパソコン室とか図書室、保健室、これは市の費用でエアコンを導入しておる。また、会議室においてはPTAの会費等でエアコンを設置しておると、そんなような状況で、普通教室へのエアコンの導入は今のところ予定はないという回答をいただいております。本市においても、先ほど申しましたとおり特別教室、そういったところにはエアコンを一部導入しておりますが、今のところ普通教室にはエアコンは入っていないといった状況でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

江崎君。

○1番（江崎達己君）

ありがとうございました。

子供の教育環境としては、やはり各教室の方に設置される方を望みたいと思います。

先ほどちょっと触れましたけれども、東京都は23区全部各学校についておると、100%ついているというようなことを聞いております。それと、よその県のことでございますが、こんなことを聞きました。ことしは子ども手当をもらったので、子ども手当というお金を活用して、PTAがその手当の一部を集めてエアコンを導入したようなところもあったようです。そんなことを、先日運動

会の際に、PTA会長と横になってしゃべっておりました、こんな話があるんですよと言ったら、いい話ですねと。ただ、PTAとしてもよくよく検討しなきゃならんですねというようなことも、ちょっと若干運動会の席でお話したことがありました。

私たちが子供のころは、学校に扇風機なんてありません。暑くても我慢してやっておった時代ですが、この経済発展とともに各家庭にもエアコンの普及率が非常に高くなっています。そういった中で、夏休みの一番暑いときにエアコンの効いた部屋で1ヵ月近く生活しておって、さて9月になって学校が始まった。学校はエアコンもないから暑くてという変化があります。やはり、子供もそういう環境にございますので、非常にお金がかかると思います。ちなみに岐阜市さんの状況を聞いたら、新聞でも載っておりました。35億ほどかかるそうです。本巣市の限られた財政でございますので、一遍にどうだというのはなかなか難しいとは思いますが、ぜひ前向きに御検討願えればと思います。

これは要望とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上で終わります。

散会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

9月30日木曜日午前9時から本会議を再開しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦勞さんでした。

午前11時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

